

○ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）

【第一条関係】

（市町が処理する事務の範囲等）

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

改正案		現行	
【削除】		一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)から(35) (略)	安芸太田町
一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (二)から(35) (略)	市町	一の二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (二)から(35) (略)	市町（安芸太田町を除く。）
十七の三 大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 法第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受付 (二) 法第七条第一項の規定によるばい煙発生施設となったことの届出の受付 (三) 法第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受付 (四) 法第九条の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並びにばい煙の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 (五) 法第十条第二項(法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設等の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮 (六) 法第十一条(法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等及びばい煙発生施設等の使用廃止の届出の受付 (七) 法第十二条第三項(法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設等の届出者の	呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町（呉市については、(二)から(8)まで、(9)から(33)から(35)までに掲げる事務のうち事業場に係る事務(9)及び(10)に掲げる事務並びに(32)に掲げる事務のうち(9)及び(10)に掲げる事務に伴う事務を除く。)	十七の三 大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 法第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受付 (二) 法第七条第一項の規定によるばい煙発生施設となったことの届出の受付 (三) 法第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受付 (四) 法第九条の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並びにばい煙の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 (五) 法第十条第二項(法第十七条の十二第一項及び法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設等の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮 (六) 法第十一条(法第十七条の十二第二項及び法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等及びばい煙発生施設等の使用廃止の届出の受付 (七) 法第十二条第三項(法第十七条の十二第二項及び法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による	三次市、東広島市及び大崎上島町

<p>地位の承継の届出の受付</p> <p>(8) 法第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並びにばい煙の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(9) 法第十七条第二項の規定による事故時の通報の受付</p> <p>(10) 法第十七条第三項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(11) 法第十七条の四第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受付</p> <p>(12) 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となったことの届出の受付</p> <p>(13) 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(14) 法第十七条の七の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(15) 法第十七条の十の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(16) 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(17) 法第十七条の十二第二項において準用する法第十一条の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付</p> <p>(18) 法第十七条の十二第二項において準用する法第十二条第三項の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(19) 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受付</p> <p>(20) 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の変更の届出の受付</p> <p>(21) 法第十八条の二第二項の規定による一般粉じん発生施設となったことの届出の受付</p> <p>(22) 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設の基準適合命令及び施設の使用の一時停止命令</p> <p>(23) 法第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受付</p> <p>(24) 法第十八条の六第三項の規定による特定粉じん発生施設</p>		<p>ばい煙発生施設等の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(8) 法第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並びにばい煙の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(9) 法第十七条第二項の規定による事故時の通報の受付</p> <p>(10) 法第十七条第三項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(11) 法第十七条の四第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受付</p> <p>(12) 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となったことの届出の受付</p> <p>(13) 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(14) 法第十七条の七の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(15) 法第十七条の十の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(16) 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受付</p> <p>(17) 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の変更の届出の受付</p> <p>(18) 法第十八条の二第二項の規定による一般粉じん発生施設となったことの届出の受付</p> <p>(19) 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設の基準適合命令及び施設の使用の一時停止命令</p> <p>(20) 法第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受付</p>	
---	--	---	--

<p>の 変更の届出の受付</p> <p>(25) 法第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設となったことの届出の受付</p> <p>(26) 法第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに特定粉じんの処理方法等に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(27) 法第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに特定粉じんの処理方法等の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(28) 法第十八条の十五第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付</p> <p>(29) 法第十八条の十五第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の同条第一項ただし書の場合における届出の受付</p> <p>(30) 法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>(31) 法第十八条の十八の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令</p> <p>(32) 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に係るものを除く。）</p> <p>(33) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(34) 法第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請</p> <p>(35) 法第二十七条第五項の規定による電気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(36) 法第二十七条第六項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(37) 法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>		<p>(21) 法第十八条の六第三項の規定による特定粉じん発生施設の変更の届出の受付</p> <p>(22) 法第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設となったことの届出の受付</p> <p>(23) 法第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに特定粉じんの処理方法等に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(24) 法第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに特定粉じんの処理方法等の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(25) 法第十八条の十五第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付</p> <p>(26) 法第十八条の十五第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の同条第一項ただし書の場合における届出の受付</p> <p>(27) 法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>(28) 法第十八条の十八の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令</p> <p>(29) 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に係るものを除く。）</p> <p>(30) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(31) 法第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請</p> <p>(32) 法第二十七条第五項の規定による電気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(33) 法第二十七条第六項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(34) 法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	
<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(33) 第十九条第一項の規定による立入検査のうち一般廃棄物処理施設に係るもの及び産業廃棄物の不法投棄などの不適</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、</p>	<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(33) 第十九条第一項の規定による立入検査のうち一般廃棄物処理施設に係るもの及び産業廃棄物の不法投棄などの不適</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、北広島町、</p>

<p>正な処理又はその疑いのある処理について市町への通報などにより市町が了知した場合の現場の確認に係るもの並びに同項の規定による収去のうち一般廃棄物処理施設に係るもの</p>	<p>安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び世羅町（安芸高田市、坂町及び安芸太田町については、(33)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）</p>	<p>正な処理又はその疑いのある処理について市町への通報などにより市町が了知した場合の現場の確認に係るもの並びに同項の規定による収去のうち一般廃棄物処理施設に係るもの</p>	<p>大崎上島町及び世羅町（安芸高田市及び坂町については、(33)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）</p>
<p>二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （中略） (3) 法第六条第一項の規定による特定施設となったことの届出の受付 (4) 法第六条第二項の規定による指定地域特定施設となったことの届出の受付 (5) 法第六条第三項の規定による排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出の受付 (6) 法第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付 (7) 法第八条の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 (8) 法第八条の二の規定による総量規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認める場合の指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令 (9) 法第九条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮 (10) 法第十条の規定による氏名の変更等及び特定施設の使用廃止の届出の受付 (11) 法第十一条第三項の規定による特定施設の届出者の地位の承継の届出の受付 (12) 法第十三条第一項の規定による排水基準に適合しない排</p>	<p>三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町（三次市については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)及び(24)に掲げる事務を除く。）</p>	<p>二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （中略） (3) 法第六条第一項の規定による特定施設となったことの届出の受付 (4) 法第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付 (5) 法第八条の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 (6) 法第九条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮 (7) 法第十条の規定による氏名の変更等及び特定施設の使用廃止の届出の受付 (8) 法第十一条第三項の規定による特定施設の届出者の地位の承継の届出の受付 (9) 法第十三条第一項の規定による排水基準に適合しない排</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町</p>

<p>出水を排出するおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び排出水の排出の一時停止命令</p> <p>(13) 法第十三条第三項の規定による指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令</p> <p>(14) 法第十三条の二第一項の規定による特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令</p> <p>(15) 法第十三条の三の規定による総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び報告</p> <p>(16) 法第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受付</p> <p>(17) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(18) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(19) 法第十四条の二第三項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(20) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(21) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であつた者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(22) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(23) 法第二十二條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(24) 法第二十二條第二項の規定による報告の徴収</p> <p>(25) 法第二十三條第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出のあつたことの通知の受付</p> <p>(26) 法第二十三條第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(27) 法第二十三條第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(28) 法第二十三條第六項の規定による特定施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(29) 法第二十四條第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>県市、三次市、庄原市、東広島</p>	<p>出水を排出するおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び排出水の排出の一時停止命令</p> <p>(10) 法第十三条の二第一項の規定による特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令</p> <p>(11) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(12) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(13) 法第十四条の二第三項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(14) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(15) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であつた者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(16) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(17) 法第二十二條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(18) 法第二十三條第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出のあつたことの通知の受付</p> <p>(19) 法第二十三條第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(20) 法第二十三條第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(21) 法第二十三條第六項の規定による特定施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(22) 法第二十四條第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>三次市、東広島市、及び大崎上</p>
<p>二十の四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号。以下この号において「法」という。）</p>	<p>県市、三次市、庄原市、東広島</p>	<p>二十の四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号。以下この号において「法」という。）</p>	<p>三次市、東広島市、及び大崎上</p>

<p>に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p> <p>二十一の二 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第五条第一項の規定による特定施設の設置の許可</p> <p>(二) 法第五条第四項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による特定施設の設置の許可申請の概要の告示及び縦覧</p> <p>(三) 法第五条第五項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による関係府県の知事及び関係市町村の長の意見聴取</p> <p>(四) 法第五条第六項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受付</p> <p>(五) 法第七条第二項の規定による特定施設となったことの届出の受付</p> <p>(六) 法第八条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の許可</p> <p>(七) 法第八条第四項の規定による特定施設の構造等の軽微な変更の届出の受付</p> <p>(八) 法第九条の規定による氏名等の変更及び特定施設の使用廃止の届出の受付</p> <p>(九) 法第十条第三項の規定による特定施設の許可を受けた者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(十) 法第十一条の規定による特定施設の除却、操業の停止その他必要な措置の命令</p> <p>(十一) 法附則第二条第五項の規定による特定施設の設置の許可を受けた者とみなされた者による届出の受付</p>	<p>市及び大崎上島町</p> <p>呉市</p>	<p>に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p> <p>【新設】</p>	<p>島町</p>
<p>に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p> <p>二十一の二の二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>	<p>二十一の二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第六条第一項の規定による回収命令その他被害発生防止の措置命令</p> <p>(二) 法第六条第二項の規定による回収命令その他被害拡大防止の応急措置命令</p> <p>(三) 法第七条第一項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去</p>	<p>三原市、尾道市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号</p>	<p>竹原市、三原市、</p>	<p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号</p>	<p>竹原市、三原市、</p>

<p>において「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づき事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>	<p>において「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づき事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>二十三 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>広島市、呉市及び福山市</p>	<p>二十三 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>広島市及び福山市</p>
<p>二十三の二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p>	<p>二十三の二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町</p>
<p>三十の二 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づき事務で次に掲げるものに係るもの (二)から(二) (略)</p>	<p>広島市、呉市、尾道市、福山市、府中市、三次市、廿日市市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>三十の二 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づき事務で次に掲げるものに係るもの (二)から(二) (略)</p>	<p>広島市、呉市、尾道市、福山市、府中市、三次市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>三十一の二 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づき事務で次に掲げるものに係るもの (一) 条例第十一条第二項の規定による行為の届出の受付 (二) 条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付 (三) 条例第十四条第一項及び第二項の規定による指導等 (四) 条例第十八条第一項の規定による大規模行為の届出の受付</p>	<p>呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北</p>	<p>三十一の二 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づき事務で次に掲げるものに係るもの (一) 条例第十一条第二項の規定による行為の届出の受付 (二) 条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付 (三) 条例第十四条第一項及び第二項の規定による指導等 (四) 条例第十八条第一項の規定による大規模行為の届出の受付</p>	<p>呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北</p>

<p>(5) 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(6) 条例第二十条第二項の規定による指導等</p>	<p>広島町、大崎上島町及び神石高原町(呉市)、尾道市、安芸太田町及び北広島町については(三)から(3)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(4)から(6)までに掲げる事務に限る。)</p>	<p>(5) 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(6) 条例第二十条第二項の規定による指導等</p>	<p>広島町、大崎上島町及び神石高原町(尾道市、安芸太田町及び北広島町)については(二)から(3)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(4)から(6)までに掲げる事務に限る。)</p>
<p>三十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 条例第八条第一項、条例第九条第一項、条例第十条第一項、条例第十三条、条例第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、条例第十四条第三項(条例第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、条例第十九条第一項及び第三項並びに条例第二十条第一項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 条例第十一条の規定による計画の変更又は廃止の命令</p> <p>(三) 条例第十二条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮</p> <p>(四) 条例第十六条第一項の規定による改善又は一時停止の命令</p> <p>(五) 条例第二十二條の規定による基準適合又は一時停止の命令</p> <p>(六) 条例第二十五条から第二十七条まで、条例第三十条及び条例第三十一条第三項の規定による届出の受付</p>	<p>市町(竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町)については(2)から(27)まで、(33)、(39)並びに(39)ロ及び(四)に掲げる事務に限り、三次市、庄原市及び東広島市については</p>	<p>三十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 条例第八条第一項、条例第九条第一項、条例第十条第一項、条例第十三条、条例第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、条例第十四条第三項(条例第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、条例第十九条第一項及び第三項並びに条例第二十条第一項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 条例第十一条の規定による計画の変更又は廃止の命令</p> <p>(三) 条例第十二条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮</p> <p>(四) 条例第十六条第一項の規定による改善又は一時停止の命令</p> <p>(五) 条例第二十二條の規定による基準適合又は一時停止の命令</p> <p>(六) 条例第二十五条から第二十七条まで、条例第三十条及び条例第三十一条第三項の規定による届出の受付</p>	<p>市町(二)から(二)まで、(28)から(32)まで、(34)、(35)、(37)並びに(39)ロ及び(ロ)に掲げるものについては広島市、呉市、福山市、三次市、東広島市及び大崎上島町(呉市)にあつては、(二)から(5)まで、(35)及び(39)ロに掲げるものについては工場に係るもの並びに(37)に掲げるもの</p>

<p>(7) 条例第二十八条の規定による計画の変更又は廃止の命令 (8) 条例第二十九条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮 (9) 条例第三十二条第一項の規定による改善又は一時停止の命令 (10) 条例第三十七条の規定による違反行為の停止の勧告 (11) 条例第四十条第一項の規定による報告の受付 (12) 条例第四十条第二項の規定による届出の受付 (13) 条例第四十条第三項の規定による計画書の受付 (14) 条例第四十一条第一項の規定による措置の勧告 (15) 条例第四十一条第二項の規定による計画書の変更の勧告 (16) 条例第四十二条第一項の規定による公表 (17) 条例第四十二条第二項の規定による弁明の機会の付与 (18) 条例第四十五条第一項、条例第四十六条第一項、条例第四十七条第二項、条例第四十九条及び条例第五十条第三項の規定による届出の受付 (19) 条例第四十八条の規定による計画の変更の勧告 (20) 条例第五十一条第一項の規定による改善又は変更の勧告 (21) 条例第五十一条第二項の規定による改善又は変更の命令 (22) 条例第六十一条第一項の規定による違反行為の停止その他の措置の勧告 (23) 条例第六十一条第二項の規定による違反行為の停止その他の措置の命令 (24) 条例第六十三条第一項、条例第六十四条第一項、条例第六十五条第一項、条例第六十七条及び条例第六十八条第三項の規定による届出の受付 (25) 条例第六十六条の規定による計画の変更の勧告 (26) 条例第六十九条第一項の規定による変更又は改善の勧告 (27) 条例第六十九条第二項の規定による変更又は改善の命令 (28) 条例第八十五条第一項の規定による計画書の受付 (29) 条例第八十五条第二項の規定による報告書の受付 (30) 条例第八十五条第三項の規定による計画書及び報告書の公表 (31) 条例第八十八条の規定による措置の勧告 (32) 条例第九十条第一項の規定による違反行為の停止その他の措置の勧告 (33) 条例第九十条第二項の規定による違反行為の停止その他の措置の命令</p>	<p>(11)から(17)まで及び(28)から(31)までに掲げる事務を除き、大崎土島町に於いては(11)から(23)まで、(28)及び(30)に掲げる事務を除き、神石高原町に於いては(24)から(27)まで、(32)、(33)、(38)及び(39)四に掲げる事務に限る。)</p>	<p>(7) 条例第二十八条の規定による計画の変更又は廃止の命令 (8) 条例第二十九条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮 (9) 条例第三十二条第一項の規定による改善又は一時停止の命令 (10) 条例第三十七条の規定による違反行為の停止の勧告 (11) 条例第四十条第一項の規定による報告の受付 (12) 条例第四十条第二項の規定による届出の受付 (13) 条例第四十条第三項の規定による計画書の受付 (14) 条例第四十一条第一項の規定による措置の勧告 (15) 条例第四十一条第二項の規定による計画書の変更の勧告 (16) 条例第四十二条第一項の規定による公表 (17) 条例第四十二条第二項の規定による弁明の機会の付与 (18) 条例第四十五条第一項、条例第四十六条第一項、条例第四十七条第二項、条例第四十九条及び条例第五十条第三項の規定による届出の受付 (19) 条例第四十八条の規定による計画の変更の勧告 (20) 条例第五十一条第二項の規定による改善又は変更の勧告 (21) 条例第五十一条第三項の規定による改善又は変更の命令 (22) 条例第六十一条第一項の規定による違反行為の停止その他の措置の勧告 (23) 条例第六十一条第二項の規定による違反行為の停止その他の措置の命令 (24) 条例第六十三条第一項、条例第六十四条第一項、条例第六十五条第一項、条例第六十七条及び条例第六十八条第三項の規定による届出の受付 (25) 条例第六十六条の規定による計画の変更の勧告 (26) 条例第六十九条第二項の規定による変更又は改善の勧告 (27) 条例第六十九条第三項の規定による変更又は改善の命令 (28) 条例第八十五条第一項の規定による計画書の受付 (29) 条例第八十五条第二項の規定による報告書の受付 (30) 条例第八十五条第三項の規定による計画書及び報告書の公表 (31) 条例第八十八条の規定による措置の勧告 (32) 条例第九十条第一項の規定による違反行為の停止その他の措置の勧告 (33) 条例第九十条第二項の規定による違反行為の停止その他の措置の命令</p>	<p>のについては工場に係る条例第九十一条の規定に違反している者に対するもの及び条例第九十三条の規定に違反している者に対するものを、三次市、東広島市及び大崎土島町に於ては、(11)から(17)まで及び(28)から(31)までに掲げるものを除く。)に限るものとし、(28)から(23)まで及び(30)に掲げるものについては条例第六十一条の規定により指定された地域を有する市町に限るものとし、(30)に掲げるものについては、広島市、福山市、三次市、東広島市及び大崎土島町に限る。)</p>
--	---	--	--

<p>(34) 条例第九十一条第三項の規定による報告の受付</p> <p>(35) 条例第九十二条第三項の規定による報告の受付</p> <p>(36) 条例第九十三条第三項の規定による報告の受付</p> <p>(37) 条例第九十四条の規定による措置の勧告</p> <p>(38) 条例第百三条の規定による措置の勧告(二以上の市町の区域にわたる広域的な見地から処理する必要がある公害事案及び被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれがあり、かつ、社会的影響が著しい公害事案に係るものを除く。)</p> <p>(39) 条例第百四条第一項の規定による報告の要求又は立入検査のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 (二)に規定する受付、(2)、(4)及び(5)に規定する命令並びに(3)に規定する期間の短縮に係るもの</p> <p>二 (6)に規定する受付、(7)及び(9)に規定する命令並びに(8)に規定する期間の短縮に係るもの</p> <p>三 (18)に規定する受付、(19)、(20)及び(22)に規定する勧告並びに(21)及び(23)に規定する命令に係るもの</p> <p>四 (24)に規定する受付、(25)、(26)及び(32)に規定する勧告並びに(27)及び(33)に規定する命令に係るもの</p>		<p>(34) 条例第九十一条第三項の規定による報告の受付</p> <p>(35) 条例第九十二条第三項の規定による報告の受付</p> <p>(36) 条例第九十三条第三項の規定による報告の受付</p> <p>(37) 条例第九十四条の規定による措置の勧告</p> <p>(38) 条例第百三条の規定による措置の勧告(二以上の市町の区域にわたる広域的な見地から処理する必要がある公害事案及び被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれがあり、かつ、社会的影響が著しい公害事案に係るものを除く。)</p> <p>(39) 条例第百四条第一項の規定による報告の要求又は立入検査のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 (二)に規定する受付、(2)、(4)及び(5)に規定する命令並びに(3)に規定する期間の短縮に係るもの</p> <p>二 (6)に規定する受付、(7)及び(9)に規定する命令並びに(8)に規定する期間の短縮に係るもの</p> <p>三 (18)に規定する受付、(19)、(20)及び(22)に規定する勧告並びに(21)及び(23)に規定する命令に係るもの</p> <p>四 (24)に規定する受付、(25)、(26)及び(32)に規定する勧告並びに(27)及び(33)に規定する命令に係るもの</p>	
---	--	---	--

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるものに関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

改正案		現行	
事務	市町	事務	市町
<p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(二) (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(二) (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)</p> <p>二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第二項の規定による届出の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)</p> <p>二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第二項の規定による届出の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)</p> <p>二十二の四 瀬戸内海環境保全特別措置法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)</p> <p>二十二の四 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>(略)</p>

<p>(ダイオキシンの類対策特別措置法関係)</p> <p>二十五の二 ダイオキシンの類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(略)</p> <p>(ダイオキシンの類対策特別措置法関係)</p> <p>二十五の二 ダイオキシンの類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(略)</p> <p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>